

技 第 3 8 4 号
令和 2 年 9 月 3 0 日

各 関 係 機 関 の 長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

「土木設計業務等変更ガイドライン」の適用について (送付)

土木設計業務、土木調査・計画業務、測量業務及び地質調査業務（以下「土木設計業務等」という。）において、設計変更の円滑化及び適正化を図るため、「土木設計業務等変更ガイドライン」を制定し、下記のとおり適用しますので、参考までに送付します。

記

1 本ガイドラインの適用範囲及び適用日

「土木設計等業務委託契約書」又は「業務委託契約書」により、令和 2 年 1 0 月 1 日以降に業務委託契約を締結する全ての土木設計業務等に適用する。
なお、それ以前に契約した土木設計業務等についても、本ガイドラインを適用できるものとする。

2 本ガイドラインの入手方法

千葉県ホームページ：⇒県の組織・機関⇒県土整備部技術管理課⇒
技術情報班関連ページ⇒土木設計業務等変更ガイドライン
<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/itakuhenkougaido.html>

問合せ先 県土整備部技術管理課
技術情報班 古俣・須田
TEL 043-223-3273
FAX 043-227-1075
E-mail gi_jutu3-es@mz.pref.chiba.lg.jp

技 第 3 8 4 号
令和 2 年 9 月 3 0 日

各 関 係 団 体 の 長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

「土木設計業務等変更ガイドライン」の適用について（送付）

日頃、千葉県の土木行政につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、土木設計業務、土木調査・計画業務、測量業務及び地質調査業務（以下「土木設計業務等」という。）において、設計変更の円滑化及び適正化を図るため、「土木設計業務等変更ガイドライン」を制定し、下記のとおり適用しますので、参考までに送付します。

つきましては、貴団体会員への周知方、よろしくお願いいたします。

記

1 本ガイドラインの適用範囲及び適用日

「土木設計等業務委託契約書」又は「業務委託契約書」により、令和 2 年 10 月 1 日以降に業務委託契約を締結する全ての土木設計業務等に適用する。

なお、それ以前に契約した土木設計業務等についても、本ガイドラインを適用できるものとする。

2 本ガイドラインの入手方法

千葉県ホームページ：⇒県の組織・機関⇒県土整備部技術管理課⇒
技術情報班関連ページ⇒土木設計業務等変更ガイドライン

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/itakuhenkougaido.html>

問合せ先 県土整備部技術管理課
技術情報班 古俣・須田

TEL 043-223-3273

FAX 043-227-1075

E-mail gijutu3-es@mz.pref.chiba.lg.jp